

クレジット取引を取り巻く環境変化

目次

1. 平成20年改正とその評価
2. クレジット取引を取り巻く環境変化
 2. 1. クレジット取引の現況
 2. 2. クレジット取引に係る相談動向
 2. 3. クレジット取引構造の変化
 2. 4. セキュリティ対策の強化
3. その他
 3. 1. 支払可能見込額調査について
 3. 2. 規制改革要望について

1. 平成20年改正とその評価

割賦販売法の沿革

- 1961年** **割賦販売法の制定 割賦流通秩序の確立を目的**
(昭和36年) 割賦販売条件の明示・書面の交付、契約の解除等の制限、所有権の推定、標準条件の公示、前払式割賦販売業者の登録等。
- 1968年改正** **前払式割賦販売の拡大(ミシンから家電、家具、楽器等)に伴う問題等への対応**
(昭和43年) 登録制を許可制に強化等
- 1972年改正** **消費者保護、友の会・互助会への対応**
(昭和47年) 開示のルール強化。クーリング・オフ制度の創設。前受金保全措置の強化。適用範囲の拡大(ローン提携販売、前払式特定取引を対象。割賦購入あっせんにつきカード等に拡大)等。
(1976年(昭和51年) 訪問販売法の制定)
- 1984年改正** **販売信用の拡大と取引形態の多様化への対応**
(昭和59年) 割賦購入あっせんに対し開示ルール等の消費者保護ルールの適用。抗弁権接続に関する規定の創設等。
- 1999年改正** **継続的役務のトラブル、金銭消費貸借契約によるトラブルへの対応**
(平成11年) 役務・権利の規制対象への追加。割賦購入あっせんの定義の明確化等。
- 2000年改正** **内職・モニター商法のトラブル、インターネット等による割賦販売の多様化への対応**
(平成12年) カードレス取引の規制対象化、業務提携誘因販売取引に対する消費者保護規制の適用。
(2000年(平成12年) 訪問販売法が改正され特定商取引法に)
- 2004年改正** **マルチ商法等による消費者トラブルへの対応**
(平成16年) 連鎖販売取引に対する消費者保護規定の適用等
(2006年(平成18年) 貸金業規制法が改正され貸金業法に)
- 2008年改正** **加盟店の勧誘行為調査義務、過剰与信防止義務などクレジット規制の強化**
(平成20年)

個別クレジットを利用した過量販売・リフォーム詐欺等の消費者トラブルの増加

- ▶ 個別クレジットに於けるトラブル(呉服等の過量販売)
※クレジット取引に関する消費者相談件数の約8割が個別購入あっせんに係るものであった。
- ▶ 次々販売等による過剰与信問題

クレジットカード情報・個人信用情報の漏えい

- ▶ クレジットカード情報の大量漏えい、インターネット取引におけるクレジットカード情報の不正利用の増加

個別クレジットでのトラブル問題

- ▶ 個別クレジットが、悪質な販売業者やサービス業者に利用されるケースが多発
【例】
(高齢者等への自宅訪問)
 - ・ 不必要な高値の商品を売りつける
 - ・ リフォーム等で修繕が必要だと騙して、高額な修繕契約を締結させ、(資金がない場合は、)個別信用購入あっせん業者との間でクレジット契約をさせる。
→ 個別信用購入あっせん業者から商品等の代金を回収し、音信不通となるケース
- ▶ 訪問販売等の方法による消費者被害の事例では、個別信用購入あっせんと組み合わせることで、手元に現金がない場合でも高額の商品の購入が可能となり、これにより被害額も多くなった。

平成20年割賦販売法改正(ポイント)

	問題点	改正項目
規制範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ボーナス一括払い等は、規制対象外。 ・クレジット利用可能な商品・役務が拡大し、指定制の下では被害救済されない取引がどうしても残る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○割賦の定義を見直し、2ヶ月を超える1回払い、2回払いも規制対象に(旧法は3回払い以上)。 ○原則全ての商品・役務を扱う取引を規制対象に。
悪質商法を助長する与信の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・個別クレジットを行う事業者には行政監督が及ばない。 ・個別クレジットを行う事業者が、訪問販売等を行う加盟店やクレジット契約を十分チェックせず、結果として悪質商法に荷担している。 ・販売契約に問題が生じたときのクレジット代金は、未払金のみ支払拒絶可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別クレジットを行う事業者を登録制の対象とし、行政による監督規定を導入。 ○個別クレジットを行う事業者に訪問販売等を行う加盟店の行為について調査することを義務づけ、不適正な勧誘があれば、消費者へ与信することを禁止。 ○訪問販売等による売買契約が虚偽説明等により取り消される場合や、過量販売で解除される場合、個別クレジットも解約し、消費者が既に支払ったお金の返還も請求可能に。
過剰与信の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・年金しか収入の無い老人等にも返済能力を超える与信。 	<ul style="list-style-type: none"> ○クレジット業者に対し、指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務づけるとともに、支払能力を超える与信を禁止。
クレジットカード情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード情報の漏洩、窃盗等による消費者被害の発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護法でカバーされていないカード情報の漏洩や不正入手をした者を刑事罰の対象に。
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情体制や情報の適切な取扱いがなされていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の運営に関する措置の導入。

(注)平成20年6月に割賦販売法改正、平成21年12月1日に施行(過剰与信防止義務については平成22年12月に施行)。

- 総務省が実施した「消費者取引に関する政策評価〈調査結果に基づく勧告〉（平成26年4月18日）」によると、割賦販売法の平成20年改正の効果の検証結果は以下のとおり。

(抄)

ウ 割賦販売法

- ① 平成20年の法改正による個別クレジット事業者に対する登録制の創設や、同事業者による訪問販売等を行う加盟店の勧誘行為の調査義務の導入、クーリング・オフ等の民事ルールの整備、信用情報機関を利用した支払能力調査の義務付け等については、

i) 個別クレジットに関する相談件数が、法施行前の平成17年度と24年度を比較すると大幅に減少しており、規制の事前評価で見込まれていた高齢者被害の減少については、特に70歳以上についてその減少割合が全体の減少割合と比べても高いこと、

ii) 経済産業局、都道府県等に対する実地調査では、本改正の効果の発現状況について、経済産業局及び都道府県の割賦販売法指導監督担当部署の58.8%、都道府県及び市区の消費生活相談担当部署の56.2%が「大いに効果があった」又は「ある程度効果があった」と回答していること、

iii) 消費生活相談員に対する意識等調査では、78.8%が消費者取引の適正化に「大いに役立っていると思う」又は「どちらかといえば役立っていると思う」と回答していること

から、効果は一定程度発現していると認められる。

割賦販売法平成20年改正時の見直し条項

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律 附則（平成二十年六月十八日法律第七四号） 抄

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の施行の状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所用の措置を講ずるものとする。

「日本再興戦略」改訂2014

- 経済活性化や社会変革など、クレジットカードを主とするキャッシュレス決済がもたらす効果に着目し、その普及に向けて、政府全体で取り組む機運が高まっている。
- この中で、クレジットカードを消費者が安全利用できる環境の整備は最も重要な柱。

「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－ (平成26年6月24日閣議決定)

5-2

金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

(3)新たに講ずべき具体的施策

i)金融・資本市場の活性化

②資金決済高度化等

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を図る。このため、訪日外国人の増加を見据えた海外発行クレジットカード等の利便性向上策、クレジットカード等を消費者が安全利用できる環境の整備及び公的分野での電子納付等の普及をはじめとした電子決済の利用拡大等について、関係省庁において年内に対応策を取りまとめる。

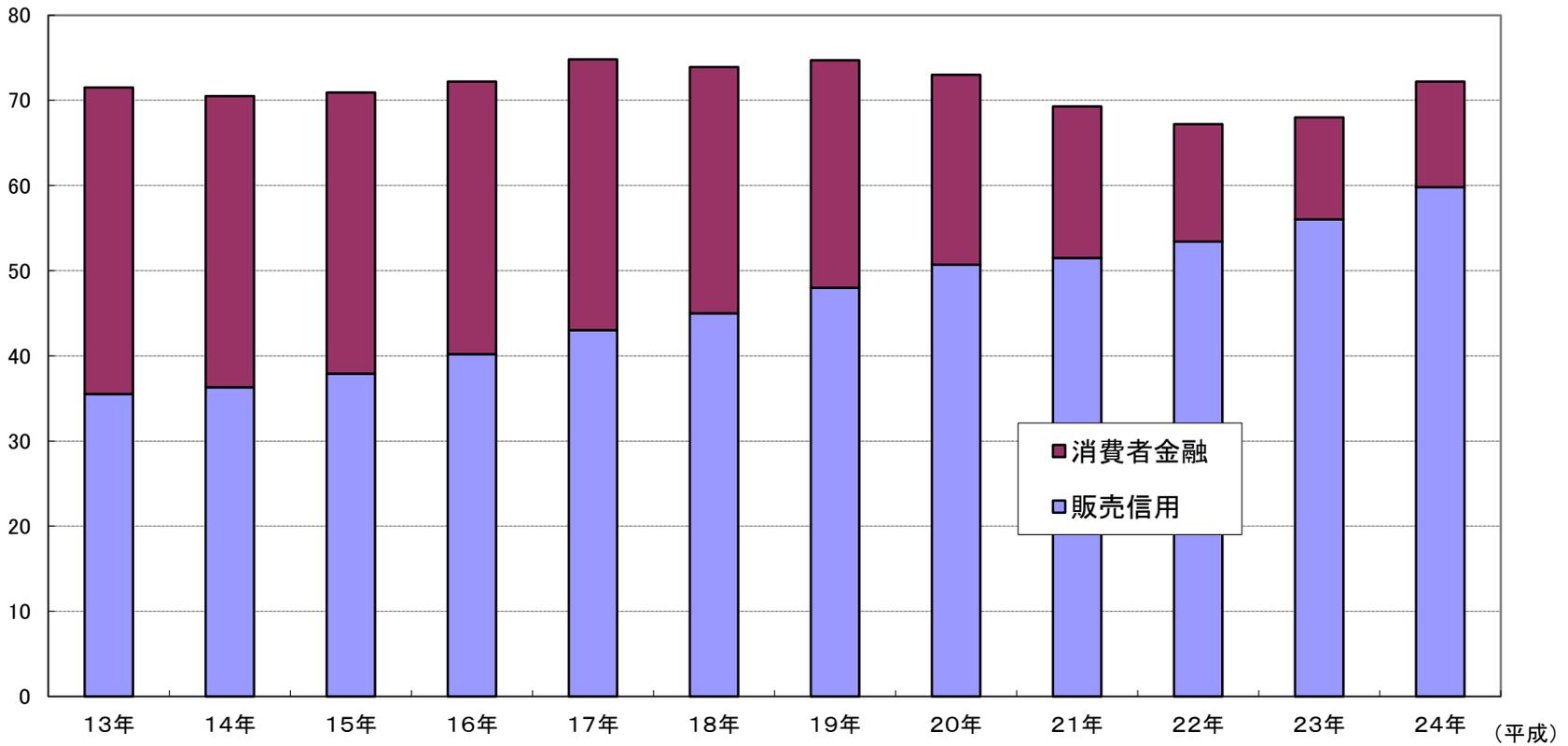
2. クレジット取引を取り巻く環境変化

2. 1. クレジット取引の現況

消費者信用供与額の推移

○消費者信用はここ10年以上ほぼ横ばいに推移する中、販売信用は増加してきている。

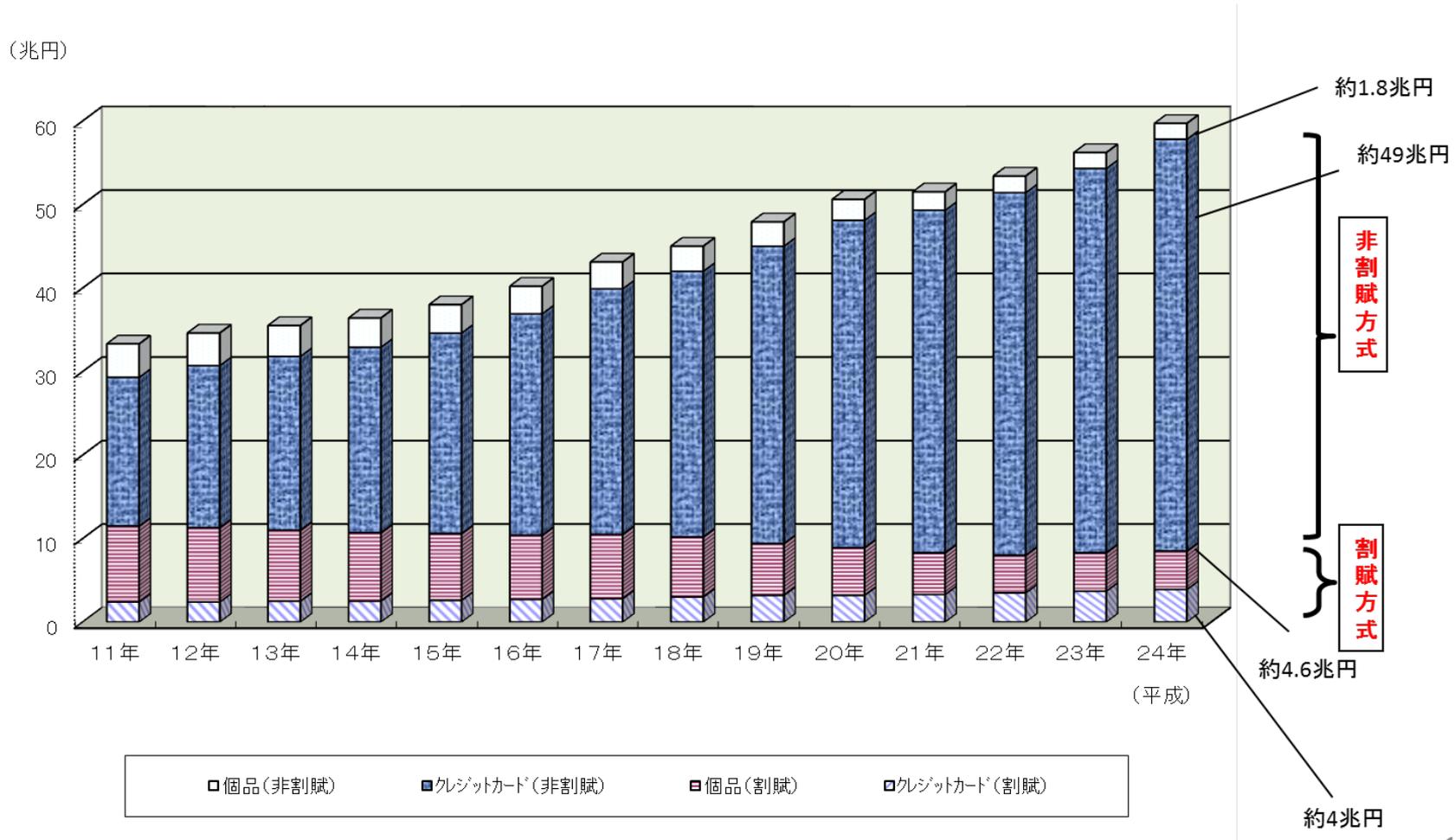
(兆円)



(出典) (一社)日本クレジット協会「日本の消費者信用統計26年版」

販売信用供与額の推移とその内訳

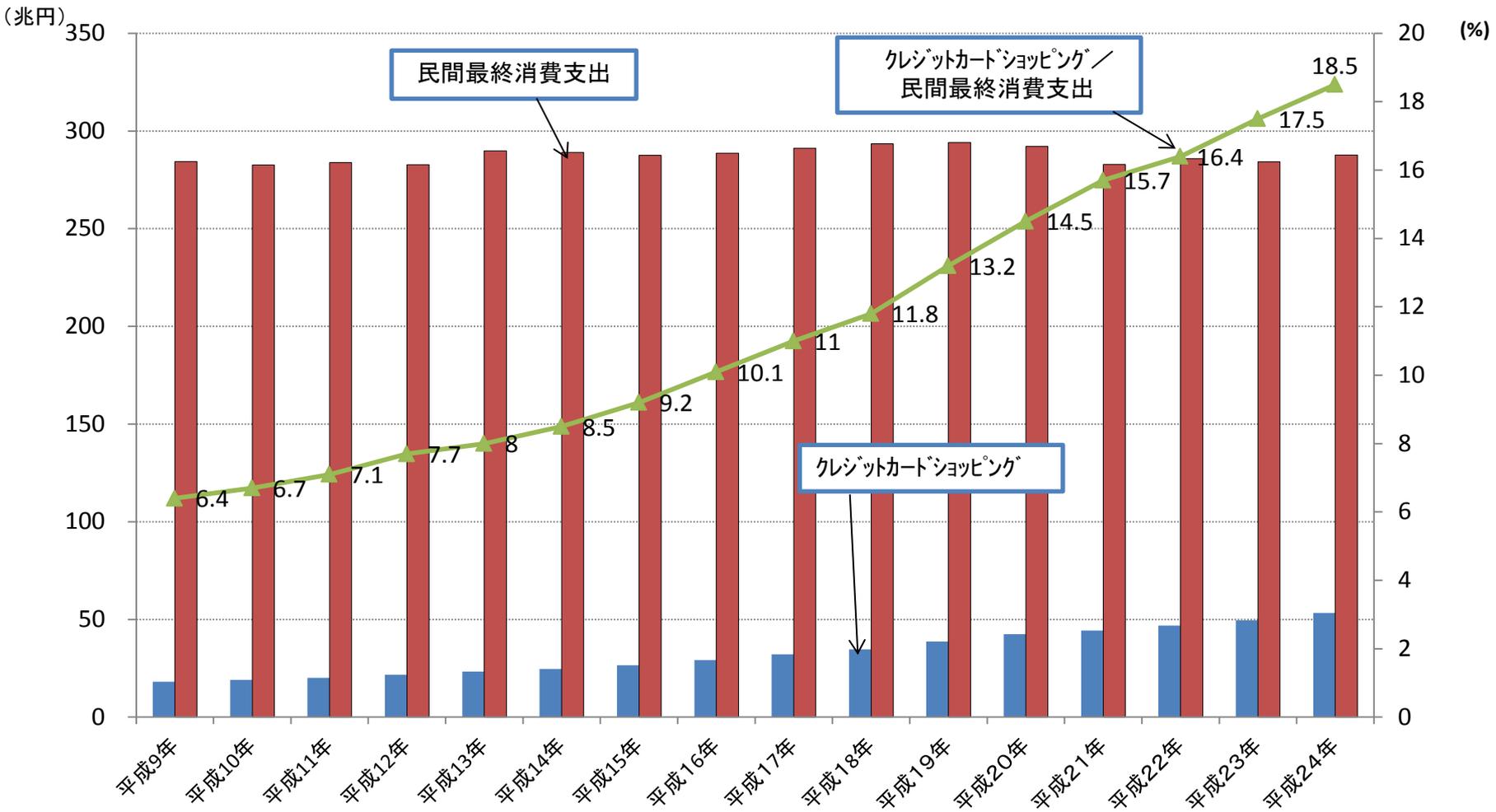
○販売信用の内訳を見ると、大部分は非割賦によるものであり、販売信用供与額に占める非割賦方式による販売信用供与額の比率は年々拡大している。



(出典) (一社)日本クレジット協会「日本の消費者信用統計26年版」

民間最終消費支出に占めるクレジットカードショッピングの推移

○民間最終消費支出に占めるクレジットカードショッピングの割合は年々増加しており、約2割に達しつつある。

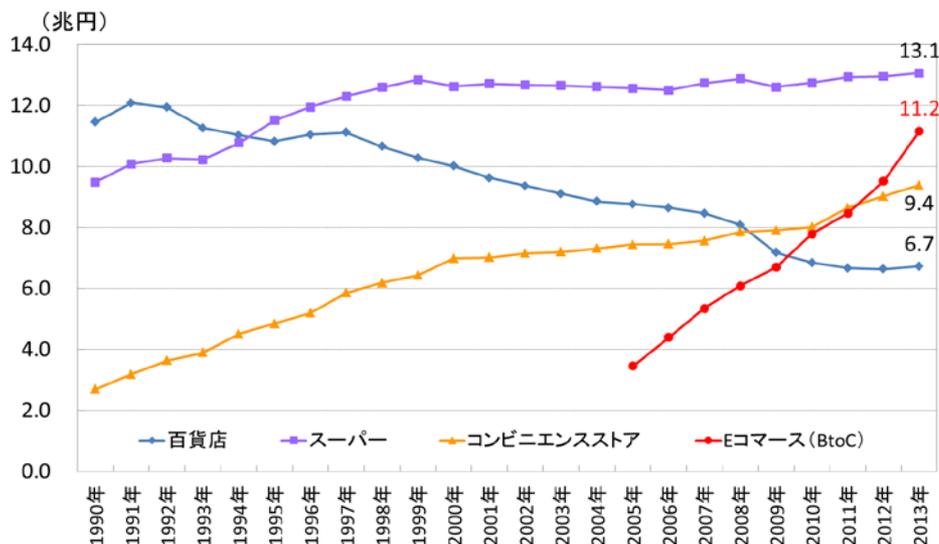


(出典) (一社)日本クレジット協会「日本の消費者信用統計26年版」

電子商取引(EC)の拡大とクレジットカード利用の増加

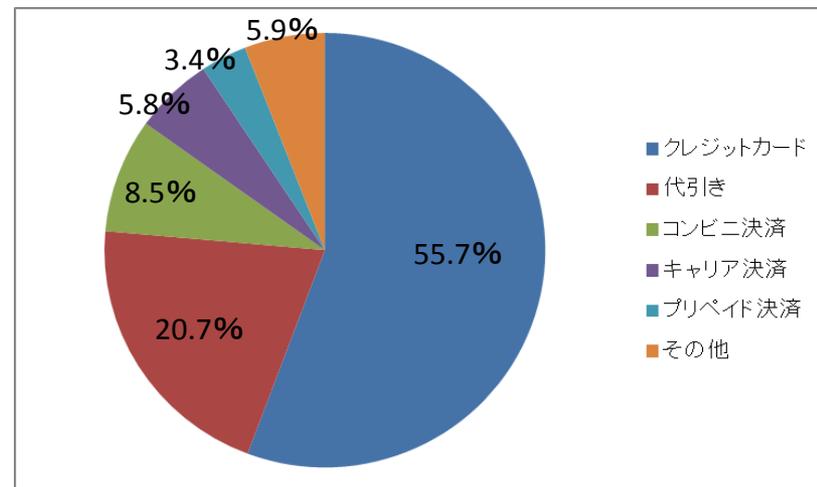
- スーパー、百貨店が停滞する一方、EC市場(BtoC)が急拡大。2008年から2012年の5年間で3兆円以上拡大し、2013年には11.2兆円に到達。
- インターネット取引においてはクレジットカードが決済手段として最も使われていることなどから、EC市場の拡大とともに、クレジットカード決済額は着実に増加している。

大規模小売店・コンビニエンスストア販売額、EC市場規模の推移



資料：百貨店・スーパー販売額は経済産業省「商業動態統計調査」、コンビニエンスストア販売額は(社)日本フランチャイズチェーン協会より作成
Eコマース市場規模(BtoC)は経済産業省「電子商取引に関する市場調査」より作成。

電子商取引における支払手段の割合【平成24年度】

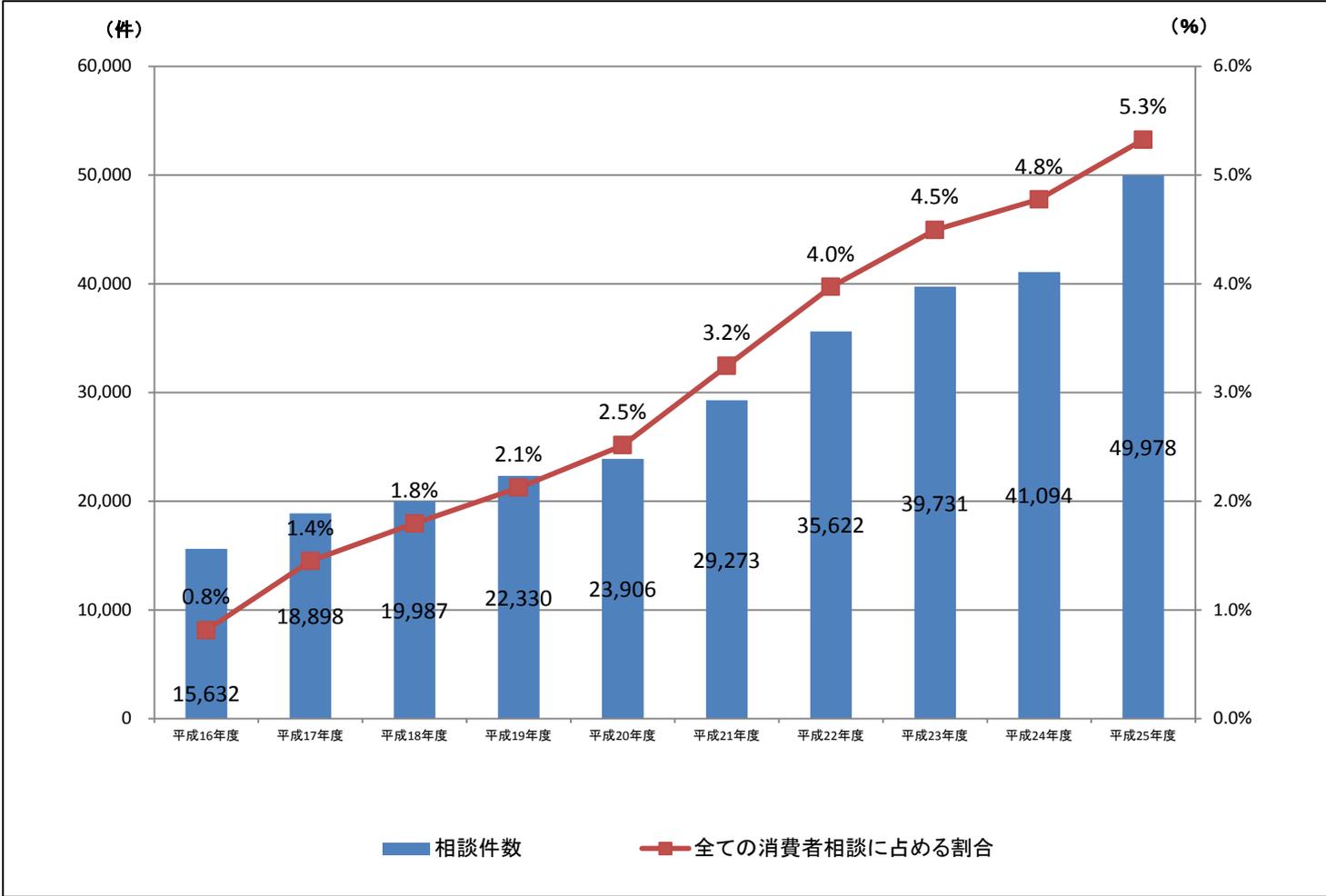


(出典) 矢野経済研究所: 電子決済/EC決済サービスの実態と将来予測 2013-2014

2. 2. クレジット取引に係る相談動向

クレジットカード取引に係る相談件数の推移

○クレジットカード取引の増加に伴い、クレジットカード取引に係る相談件数も増加傾向。

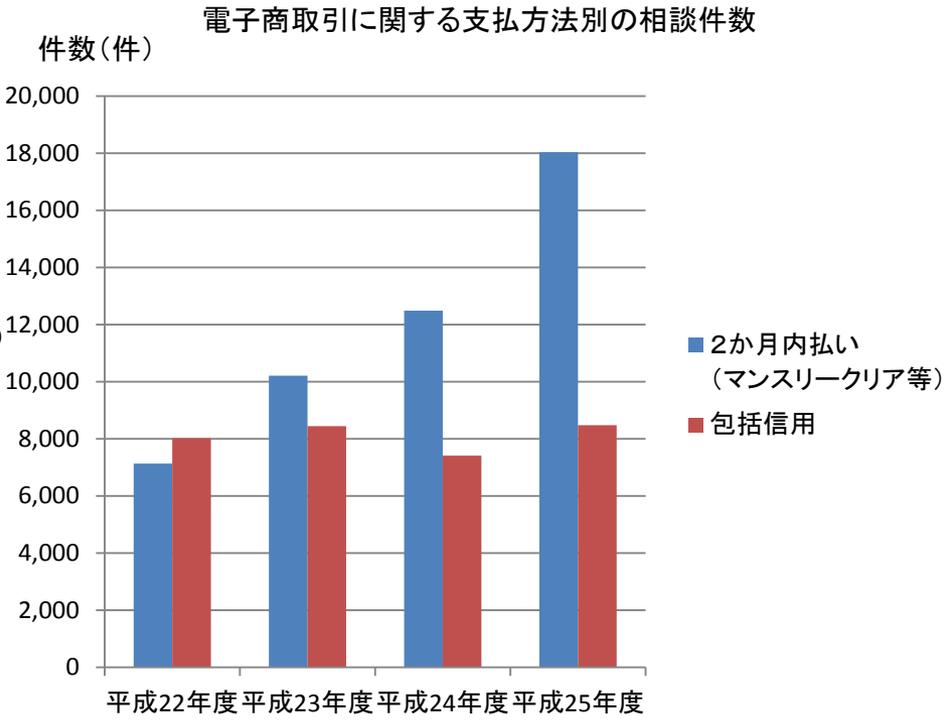
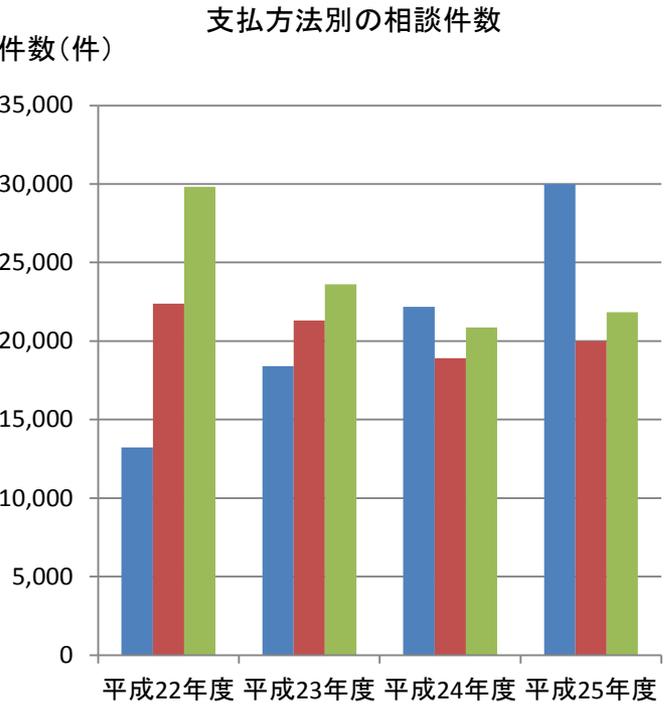


出典：消費者委員会資料

クレジット取引に係る相談動向

○全国の消費生活センター等に寄せられた支払方法別の相談件数をみると、個別信用購入あっせんに係る相談件数は減少してきているものの、2か月以内払い(マンスリークリア等)の相談件数が年々増加。特に、電子商取引における相談件数が急増している。

○平成20年改正では、ボーナス一括払いも含め、「2か月を超える与信すべて」を規制対象とした。近年、消費者トラブルの多くは、マンスリークリアの事例。



※いずれのグラフも、全国の消費生活センター等で受け付けた相談件数を支払方法別に集計したもの。平成26年9月24日までの登録分。

支払方法別の消費者相談発生率について

○マンスリークリアの契約件数に占める消費者相談の発生率の状況からすると、一概にマンスリークリアに係るトラブルが多いものとは言えない。

①支払方法別消費者相談件数 出典：消費生活年報2013

	平成21年度	平成24年度
マンスリークリア	11,077件	22,063件
包括	18,195件	18,645件
個別	33,750件	20,616件

②支払方法別契約件数 出典：日本の消費者信用統計

	平成21年度	平成24年度
マンスリークリア	17億8,963万件	25億9,388万件
包括	1億441万件	1億1,797万件
個別	170万件	148万件

③支払類型別消費者相談発生率 (①/②)

	平成21年度	平成24年度
マンスリークリア	0.00062%	0.00085%
包括	0.01743%	0.01581%
個別	1.98815%	1.39562%

クレジットカード取引に関する消費者相談内容の分析

○消費者相談・苦情の内容を分析すると、与信取引そのものについての相談・苦情はほとんど見られない一方、カードを用いてなされた売買や役務提供等についてのもの、とりわけ、販売方法や解約に係るものが多い。

クレジットカード取引に係る相談内容は、「契約・解約」、「販売方法」に関するものが多い。

「契約・解約」、「販売方法」の詳細を見ると、「連絡不能」、「不当請求」、「説明不足」、「詐欺」、「約束不履行」、「虚偽説明」、「強引・強迫」、「無料商法」、「商品未着」等が多く、**販売業者等の悪質な行為が原因であると考えられるトラブルが多い。**

クレジットカード取引に係る相談の内容別件数
(平成25年度)

内容	件数
契約・解約	43,902
販売方法	26,950
価格・料金	8,823
接客対応	8,399
品質・機能、役務品質	6,287
表示・広告	4,651
法規・基準	978
安全・衛生	945
計量・量目	61
包装・容器	59
無回答(未入力)	42
施設・設備	33

(備考)PIO-NETデータにより当委員会が作成。データは平成26年7月31日受付登録分まで。複数回答項目。

クレジットカード取引に係る相談のうち、相談内容が「契約・解約」又は「販売方法」に該当する相談の主な内容別件数(平成25年度)

	内容	件数
1	電子商取引	25,789
2	クレジットカード	20,860
3	解約	20,446
4	返金	10,505
5	連絡不能	5,345
6	不当請求	4,494
7	契約書・書面	4,211
8	説明不足	4,183
9	詐欺	3,684
10	契約	3,555
11	未成年者契約	2,805
12	約束不履行	2,630
13	虚偽説明	2,506
14	名義冒用	2,484
15	強引・強迫	2,454
16	クーリングオフ	2,438
17	無料商法	2,305
18	解約料	2,064
19	商品未着	2,055
20	無断契約	1,875

(注1)PIO-NETデータにより当委員会が作成。データは平成26年7月31日受付登録分まで。複数回答項目。
 (注2)「不当請求」には「架空請求」、「ワンクリック請求」を含む。「契約書・書面」には「書面不交付」、「書面偽造」、「書面不備」を含む。
 (注3)「契約・解約」又は「販売方法」に関する内容等キーワードを件数の多い順に20位まで記載したものである。

通信販売取引に関するトラブル事例

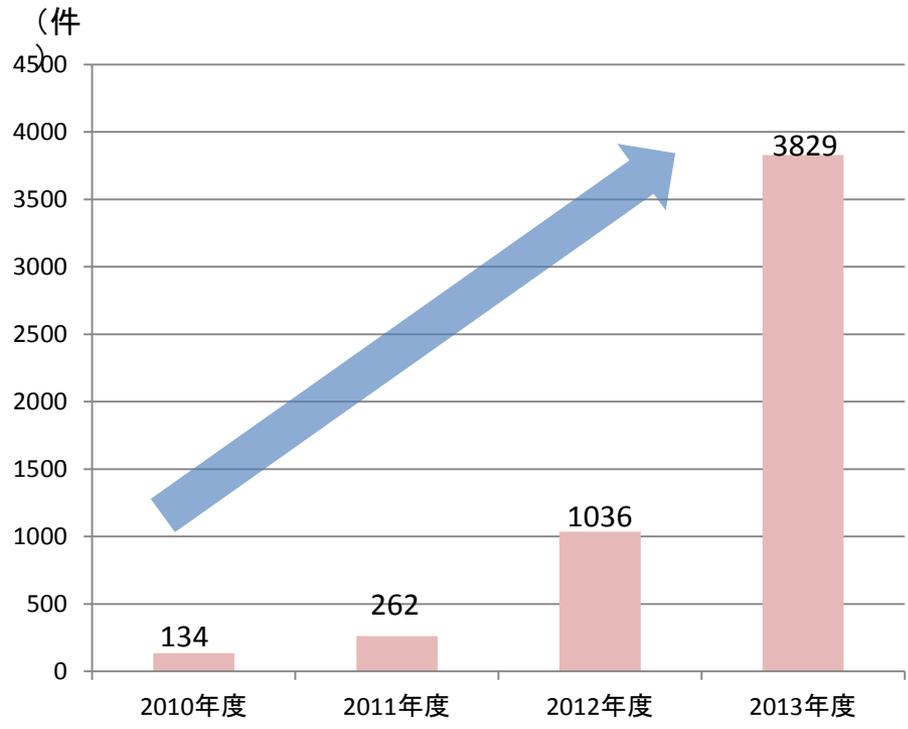
○ネット通販においては、代金を支払ったのに商品が届かない、偽ブランド品が届いたなどの通販詐欺サイトによる被害が増加傾向。

ネット通販における詐欺被害の例



- 出典: 通信販売協会HP 「詐欺サイトで被害に遭わないための事前の対処法」
- ①有名ブランド品(バッグ、靴、衣類等)を格安で販売すると表示。(有名ネット通販店舗のウェブサイトのコピーした偽装サイトを用いるなど手口が巧妙化。)
 - ②購入者にクレジットカード等により決済をさせる。
 - ③商品を送付しない又はコピー商品を送りつける。
 - ④購入者が連絡を取ろうとすると、住所や電話番号の表示が無い又は表示されていても実在しないものであるため、連絡が取れず被害の回復が困難。

【通販110番に寄せられた相談件数】



出典：通信販売協会HP 「詐欺サイトの被害実態」(2013年11月13日)
通信販売協会 「平成25年度事業報告書」

マンスリークリア取引に関する相談内容

【事例①】

出会い系サイトで複数の人とやり取りを行っていたが、メール送受信のためのポイント代が不審に高額となったことから調査を行い、詐欺だと判明。

カード会社に支払い停止を申し立てたところ、請求が一旦停止となった。

【事例②】

アダルトサイトで勝手に入会登録がなされたためメールにて退会処理を行ったところ脅迫行為が行われ、カードで20万円を支払ってしまった。

カード会社に連絡したところ、カード会社から決済代行会社にキャンセル処理を依頼し、決済代行会社により返金処理が行われた。

【事例③】

出会い系サイトでメール送受信のためのポイント代が高額になり、支払えなくなったがカード会社からの請求が続いた。

カード会社に請求保留を書面で申し出た上で、決済代行会社に契約取り消し通知を送付したところ、決済代行会社から返金処理が行われた。

【事例④】

子供がオンラインゲームで親のカードを無断で使ってゲームソフトをダウンロードした。

2社のカードを使用しており、両社に経緯を説明したところ、1社からは請求を止めるとのことで経緯文と抗弁書の送付を求められたが、1社は請求は止められないということで支払を行った。

【事例⑤】

子供がネットショップで親のカードを無断で使ってゲーム用商品を購入していた。

カード会社に連絡したところ、マンスリークリアであること、また契約者のカード管理に問題があることから、請求保留の対応は出来ないため、販売会社と当事者間で協議するよう求められた。

【事例⑥】

ネット通販でヘルメットを購入したが、注文したものと異なる商品が届いた。

カード会社に連絡したところ、引落保留とする旨連絡があった。

【事例⑦】

ネット通販でヘルメットを購入したが、注文したものと異なる商品が届いた。

カード会社に連絡したところ、「マンスリークリアであるため支払い停止の抗弁権の対象ではないことを理解してもらった上で、経緯書は資料を送付してもらえば異議申し立て書を出すよう手続きする。また翌月の支払は止めることは出来ないため、一旦支払をしてもらいたい」との回答があった。

【事例⑧】

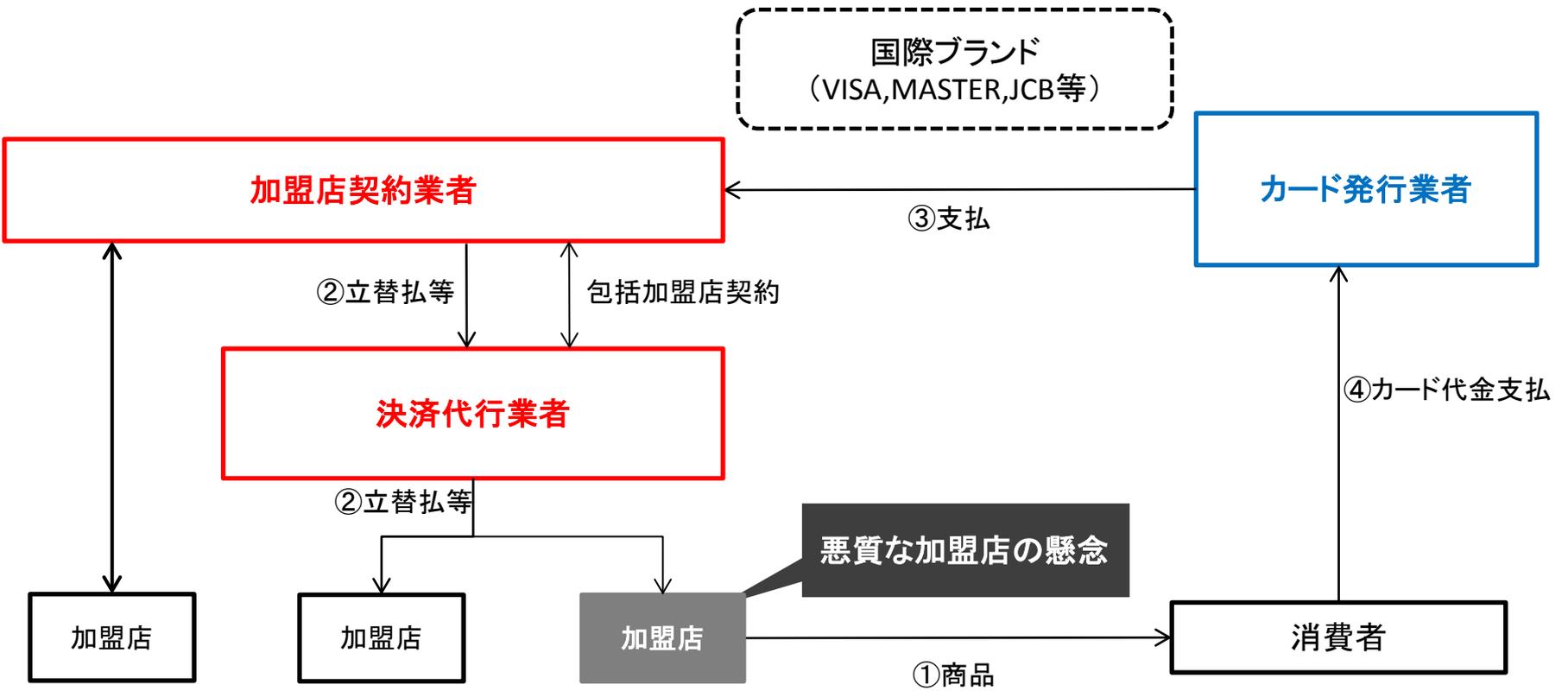
ネット通販でスニーカーを購入したが、注文したものと異なる商品が届いた。

カード会社に連絡したところ、「海外取引なので調査をかけるのは困難。返金の可能性は低いがチャージバックの協力は出来るので異議申し立て書を請求して欲しい」との回答があった。

2. 3. クレジット取引構造の変化

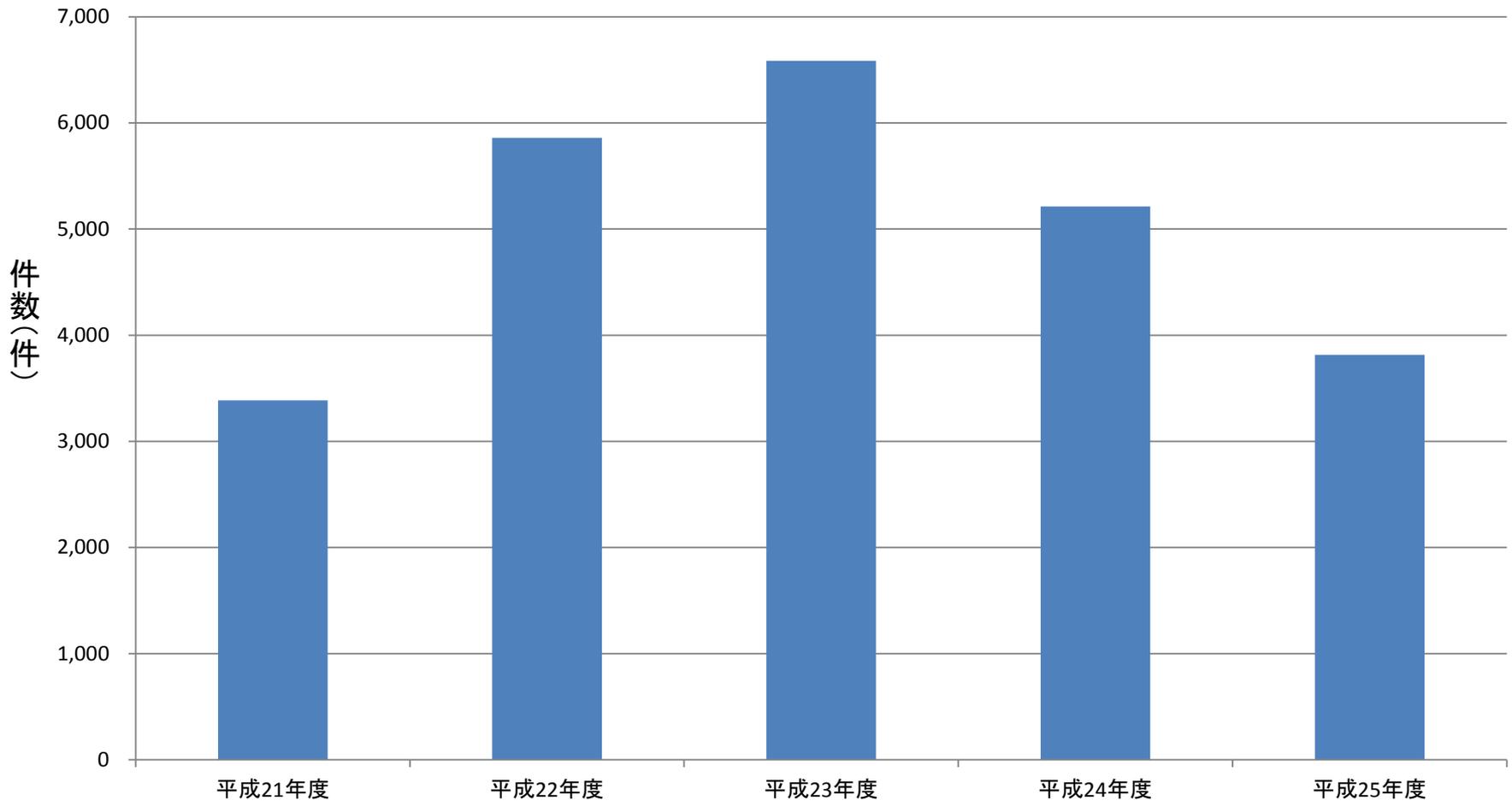
クレジットカード取引構造の変化

○近年、決済代行業者が加盟店にカード決済サービスを提供。
○加盟店契約業も兼ねるカード発行業者との契約と比べて、加盟手続きが簡易、立替払いの入金が早いといった利点から、決済代行業者と契約を締結する加盟店は増加傾向。出会い系サイトや模倣品サイト等の悪質加盟店が入り込む恐れが高まっている。



決済代行業者が介在する取引に関する相談件数の推移

○決済代行業者が介在する取引に関する相談件数は変動はあるものの、毎年度一定数存在。

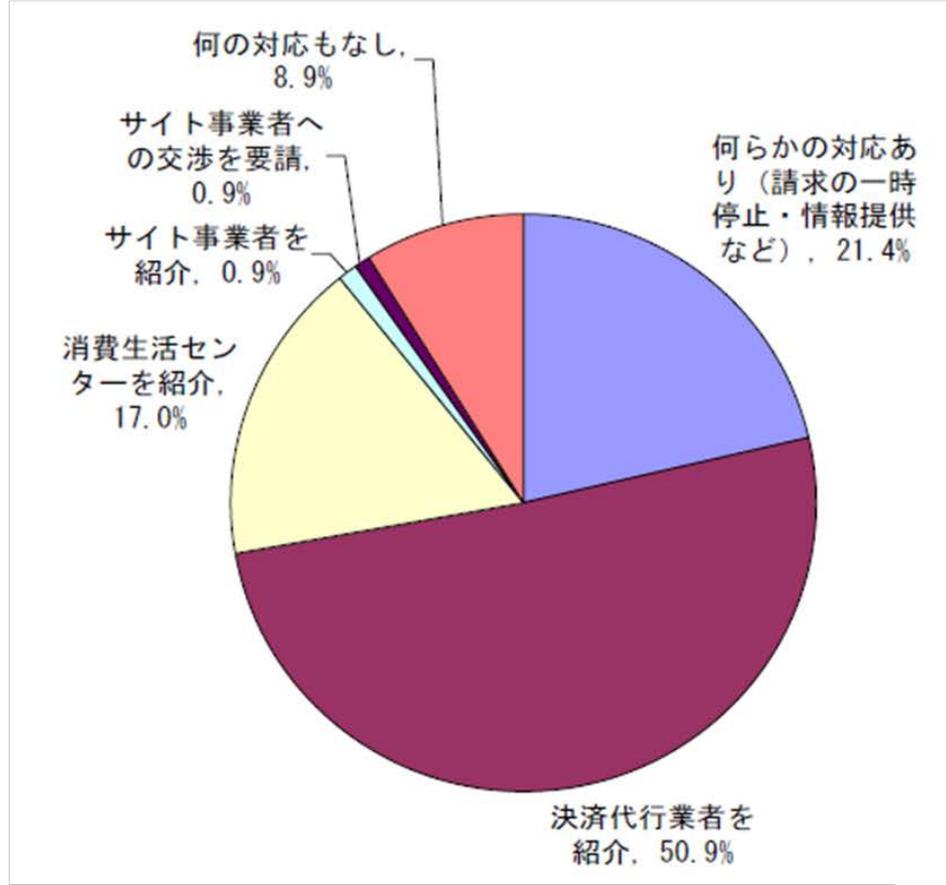


※全国の消費生活センター等で受け付けた相談件数。平成26年9月24日までの登録分。

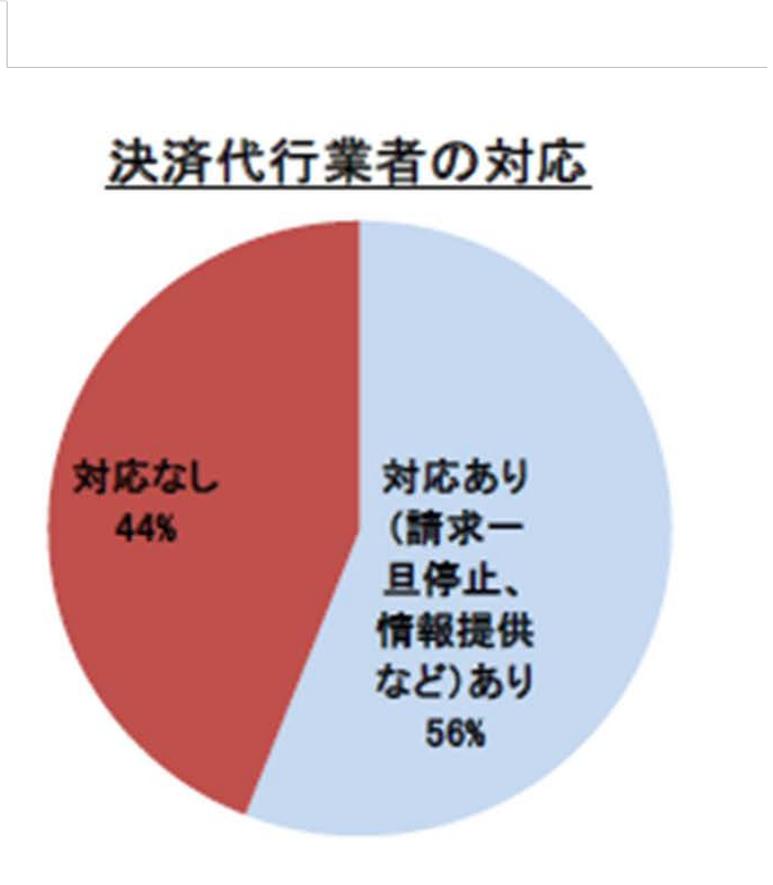
決済代行業者が介在する取引に関する相談について

- トラブル発生時、イシューアは加盟店と直接契約をしている決済代行業者を紹介する事例が多い。
- 決済代行業者の対応については、対応ありの場合と対応なしの場合が概ね半々。

■最初にカード会社に相談した結果



■最初に決済代行業者に相談した結果



出典：消費者庁「いわゆる決済代行問題の考え方について」（平成23年2月10日）

移動可能端末等決済事業者について

- アクワイアラーや決済代行業者が、加盟店業務の1つとして、移動可能端末やスマートフォンを決裁端末化出来る装置を用いたサービスを提供。
- 従来の決済端末の設置に比べ、安価かつ簡便にクレジットカード決済環境の整備が可能となることから、移動式の販売店等で利用が進みつつある。

数分で設定終了、決済手数料以外の費用は一切なし

ウェブサイトやアプリから無料のアカウントを作成すると、Squareリーダーがお手元に届きます。維持費やキャンセル料など一切ありません。

主要なクレジットカードを受付可能

VISA、MasterCard、American Expressカードのスワイプによる手数料は、カードの種類に関係なく一律3.25%です。

リーダーやインターネットがなくても決済可能

カード情報の直接入力による決済の手数料は3.75%。また、オフラインモード機能を使えばインターネット環境が不安定でも通常の手数料（スワイプごとに3.25%）で決済可能です。



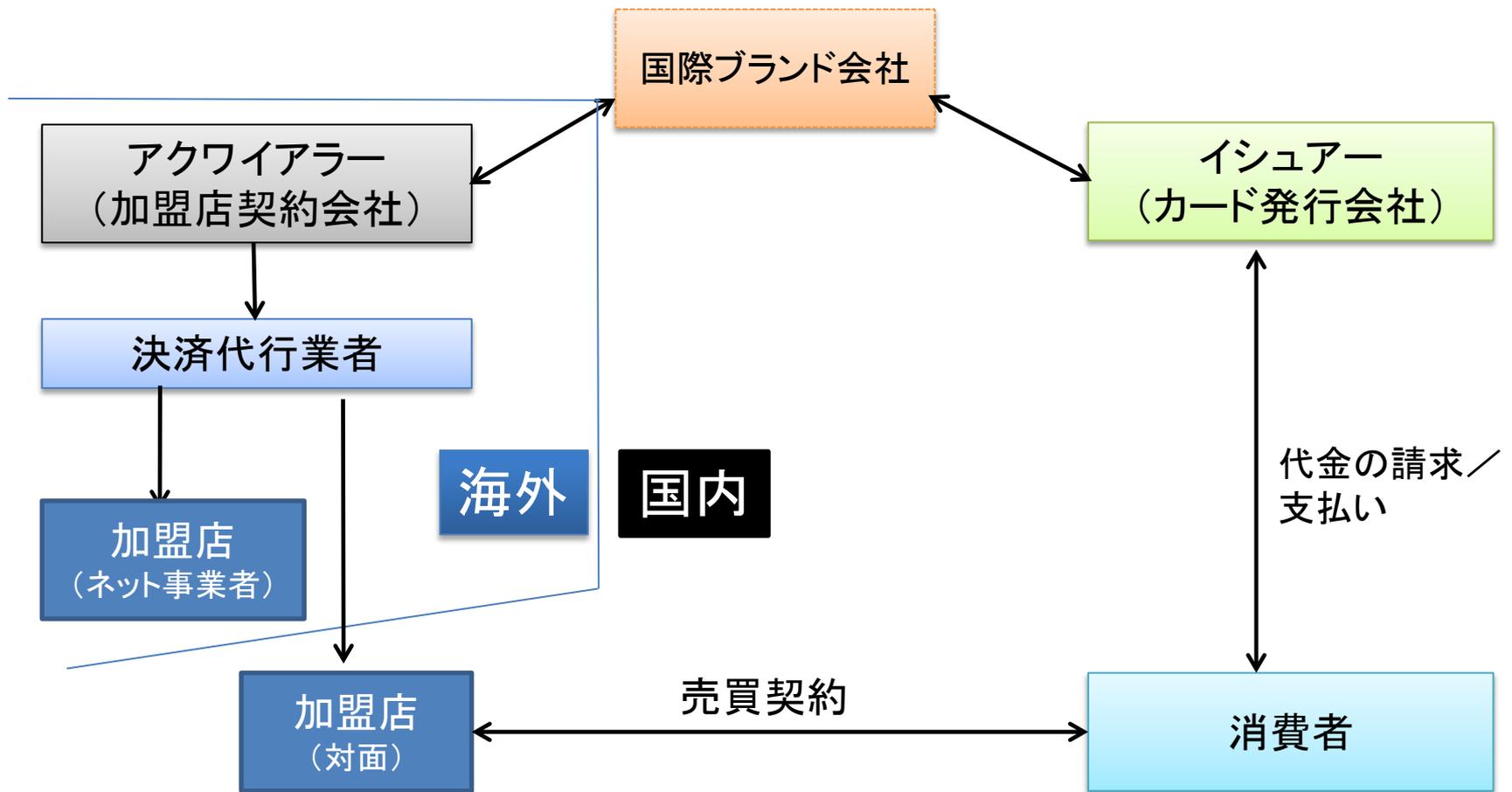
出典：SQUARE社HPより



出典：coiney社HPより

クレジットカード取引のグローバル化

○インターネットの飛躍的发展により、消費者が海外ネット加盟店との取引をクレジットカードで支払うことが容易になるとともに、国内加盟店であっても、海外決済代行業者や海外アクワイアラーと契約することによって、消費者にカード利用できる環境を提供している例が増加している。



2. 4. セキュリティ対策の強化

クレジットカード情報の保護

○平成20年の割賦販売法改正で、クレジットカード会社（イシューアー及びアクワイアラー）に対して、個人情報保護法ではカバーされていないクレジットカード情報の保護のために必要な措置として、

- （1）クレジットカード会社が自社に対して講ずる安全管理措置
- （2）クレジットカード会社が加盟店、加盟店の委託先等に対して講ずる指導その他の措置

をとることを義務づけ。また、カード番号の不正提供・不正取得をした者等を刑事罰の対象化。

（1）クレジットカード会社が自社に対して講ずる安全管理措置

①通常業務における管理

- －クレジットカード番号等の適切な管理について、従業員の権限及び責任を明確に定め、規程類の整備を行うこと。
- －従業員に対するクレジット番号等の適切な管理に資する教育や訓練を実施すること、また、従業者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
- －クレジットカード番号等を記録した書類を保管する施設又は設備、クレジット関連機器（電子計算機や端末装置）を設置する場所その他のクレジットカード番号等を取り扱う施設への不正なアクセスを予防するための措置を講じること。
- －正当な権限を有しない者が関連機器を作動することを予防するための措置を講じること。また、利用したクレジット関連機器の動作を記録すること。

②事故発生時における管理

- －クレジットカード保有者（利用者）以外の者が、当該クレジットカード番号等を通知して、商品の購入やサービスを受けることを防止するための必要な措置を講じる。
- －クレジットカード会社において、漏えい等の事故が発生した場合、類似の漏えい等の事故の再発防止のための必要な措置を講じること。

クレジットカード情報の保護

(2) クレジットカード会社が加盟店、加盟店の委託先等に対して講ずる指導その他の措置

指導等の対象者		措置の基準
加盟店	事前措置	①加盟店において漏えい等の事故が発生した場合は当該事故の状況をクレジットカード会社に対して連絡すべき旨を予め通知すること等 ②加盟店において漏えい等の事故が発生したときはクレジットカード会社が当該加盟店に対し類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導を行う旨を予め通知すること
加盟店の委託先		①加盟店の委託先において漏えい等の事故が発生した場合は当該事故の状況を加盟店を通じクレジットカード会社に対して連絡すべき旨を通知すること等 ②加盟店の委託先において漏えい等の事故が発生したときはクレジットカード会社が加盟店を通じ当該委託先に対し類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導を行う旨を通知すること
加盟店	事後措置	類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導
加盟店の委託先		加盟店を通じ、類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導
クレジットカード会社の委託先		クレジットカード番号等の取扱いの委託を受けたクレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこと

※委託先には、それぞれ二以上の段階にわたる数次の委託先を含む。

加盟店におけるカード情報管理の強化

○近年公表された大規模カード情報漏洩事案(1万件以上のもの)では、11件全てが加盟店からの情報漏洩。特に、加盟店に対する不正アクセスや業務委託先での詐取等が目立つ状況。

	件名	事案公表日	流出原因	件数
1	(株)スクウェア・エニックス …オフィシャルグッズオンラインショップ「SQUARE ENIX E-STORE」	2012/9/13 2012/9/18	オフィシャルグッズオンラインショップのサーバーが不正アクセス可能な状態にあった	・未公表
2	(株)ウェブシャーク …インターネットモール「ストアミックス」および「ドクタートニー」	2012/11/1	運営するショッピングモールのお客様情報を保持するサーバーに対する「バックドアによる不正侵入」および「SQLインジェクションによる不正操作」	・アクセスログで確認されたもの98件・ウェブサーバーの通信ログに存在していた数94,243件
3	ネットオフ(株) …「ネットオフ携帯サイト」	2012/10/19 2012/10/24 2012/11/1 2012/12/17	お客様情報を保持するサーバーに不正アクセスしたと思われる痕跡があった	・最大蓄積数10,589件
4	(株)ジェイアイエヌ …「JINSオンラインショップ」	2013/3/15 2013/3/17	オンラインショップのシステムのミドルウェアの脆弱性を利用して不正侵入、ファイルの変更権限を不正に取得された	・可能性のあるもの2,059件(当初公表は12,036件)
5	エクスコムグローバル(株) …海外用携帯電話、Wi-Fiルーターレンタルサイト「グローバルデータ」	2013/5/27	同社グローバルデータのウェブサーバーに対する「SQLインジェクション攻撃」により不正に取得された	・サーバー内の最大保管数146,701件、うち流出件数109,112件
6	N.T.Technology …「2ちゃんねるビューア」	2013/8/30	外部からの2ちゃんねるビューアサーバーへの不正アクセスにより情報が流出した	・未公表
7	テレコムスクエア(株) …同社の海外用携帯電話、Wi-Fiルーターレンタルサイト	2013/9/20	決済代行会社との通信サーバーへの不正アクセスによる侵害ならびにファイルの窃取	・流出が懸念される最大数97,438件
8	アドビシステムズ …同社サーバー	2013/10/4	アドビ製品のソースコードや顧客情報への不正アクセス	・290万人分の情報が抜き取られたと想定
9	(株)セブンネットショッピング …会員サービス「いつもの注文」	2013/10/23	会員サービス情報に不正アクセスされ、登録された顧客情報が閲覧された	・可能性のある最大数150,165件
10	(株)スタイライフ …ファッション通販「Stylife」	2014/1/22	外部からなりすましによる不正なアクセスがあり、第三者が一部の顧客のクレジットカード情報を不正に閲覧	・最大で24,158件
11	(株)ストリーム …通販サイト「ECカレント」「イーベスト」	2014/1/30	通販サイトのウェブサーバーに対して海外からの不正アクセスにより、個人情報を含んだ注文情報の一部が流出した	・未公表

米国TARGET社の事案の概要

- ・ 2013年11月27日から12月15日にかけて、TARGET社の購入客4,000万人分のクレジットカード及びデビットカード情報が盗まれた。
- ・ 原因は販売店舗のカード決済端末に東欧の複数のハッカーによって不正なプログラムが埋め込まれたもの。
- ・ 情報漏洩対策の費用として6,100万ドルを計上（4,400万ドルは保険金受け取り）。この影響によって、2013.11-2014.1期の売上高は前年同期比3.8%減、純利益は半減した。

出典:各種報道

日本における決済端末の脆弱性の指摘の概要

- ・ 2014年、POS端末を標的としたサイバー攻撃が初めて日本国内で確認された。
- ・ 端末内で顧客が入力したクレジットカードの暗証番号を盗むというウイルスが検出された。
- ・ 国内で顧客情報の流出などの被害は明らかになっていないが、同様のウイルスは欧米などで急増している。

出典:2014.6.8 産経新聞電子版

クレジットカード情報管理の国際統一基準(PCI DSS)について

■PCI DSSとは…

加盟店及び決済代行業者におけるクレジットカード情報管理体制の強化を図る観点から、国際ブランド5社が加盟店及び業務委託先のクレジットカード情報が安全・確実に管理できるためのクレジットカードセキュリティの国際統一基準「ペイメントカード産業データセキュリティ基準」(PCI DSS)を策定し、クレジットカードデータを取り扱う加盟店や情報処理会社などにクレジットカード契約会社を通じてPCI DSSの対応を求めている。



■日本における普及に向けた取組

我が国においても、安全なクレジットカード取引を確保する観点から、2011年に(一社)日本クレジット協会が「日本におけるクレジットカード情報管理強化に向けた実行計画」を策定し、クレジットカード会社、加盟店、決済代行業者にPCI DSS準拠またはクレジットカード情報の非保持を推進。

しかし、加盟店は売上増に直結しない投資に消極的な傾向があり、PCI DSSへの対応は進んでいないのが現状。

クレジットカードの偽造対策(ICクレジットカード)について

- ICクレジットカードは、①ICチップの変造・解析が難しく偽造が困難、②ICチップに膨大な情報を蓄積させることができるなど、従来のクレジットカードを凌ぐ機能を備えている。
- また、ICクレジットカード対応端末設置加盟店では原則サインのかわりに暗証番号入力で利用することとなるが、カード及び端末の双方がIC化されないと効果がない。



「クレジットカード決済の健全な発展に向けた研究会」中間報告(平成26年7月)(抜粋)

国内決済の約83%が「磁気端末」で決済され、クレジットカード等がIC化されてもIC決済が進んでいないのが現状である。

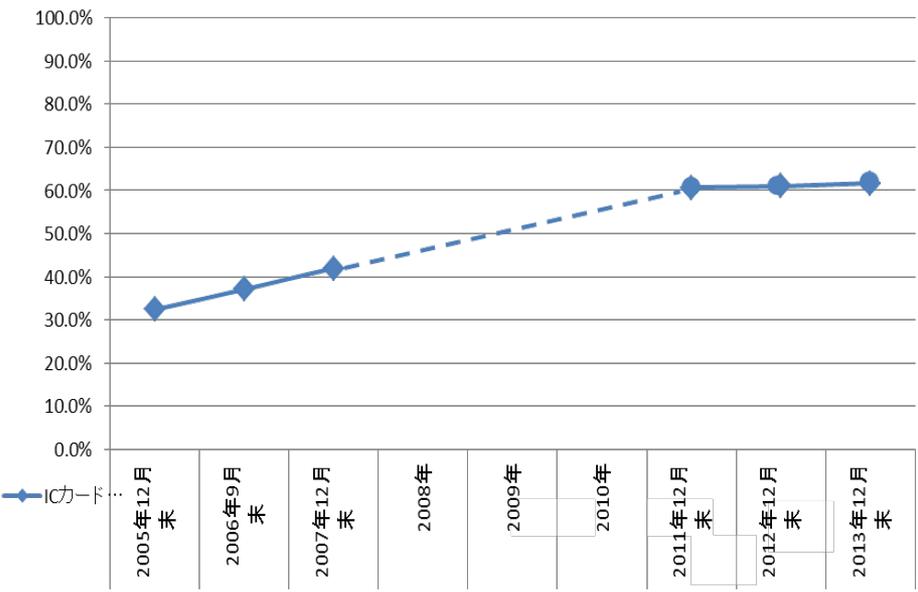
クレジット業界では、2016年までにクレジットカードのIC化率80%という目標を掲げ推進しているが、海外ではIC化を義務づけている国もある。特に欧州の主要国では、IC化がほぼ完了しているのに加え、磁気カードの利用が比較的多いとされる米国を含む国・地域においてもIC化の進展・加速化が見込まれるなど世界的に磁気カードの使用が困難な環境が構築されつつある。こうした状況のなか、我が国においてもクレジットカード決済に係る高度の安全を確保するため、2020年までにIC化率100%を目指してより一層対応を加速していることが必要である。

カード及び決済端末のIC化に関する現状

○カードについて、(一社)日本クレジット協会会員の6割程度の会社については、既に新規発行カードの8割以上をIC化。他方で、一部イシューア―がIC化に積極的でないことや、提携カードについて提携先企業が負担する費用の問題等から、磁気のみカードを発行している場合があり、6割程度の普及で伸び悩み気味。

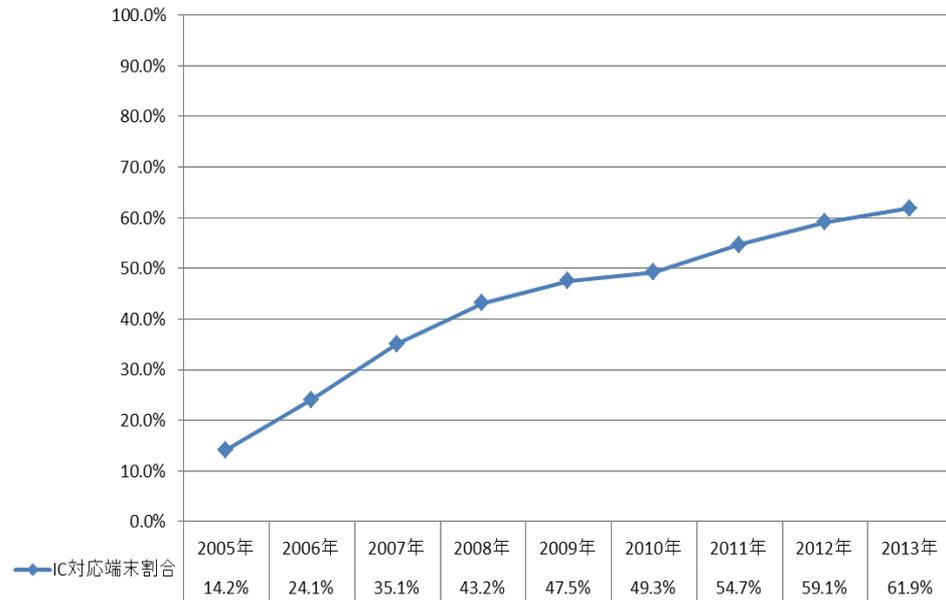
○決済端末について、共同利用端末はアクワイアラーにより端末IC化への取組に差異があること等の理由で、6割程度からやや伸び悩み気味。POS端末についてはほとんどIC化対応がなされていないと言われている。

カードIC化率の推移



※2007年までの統計は、国際ブランド3者（VISA、MasterCard、JCB）の発行カード中のICカードの比率。
 ※2011年からの統計は、(一社)日本クレジット協会加盟各社の発行カード中のICカードの比率

共同利用端末IC化率の推移



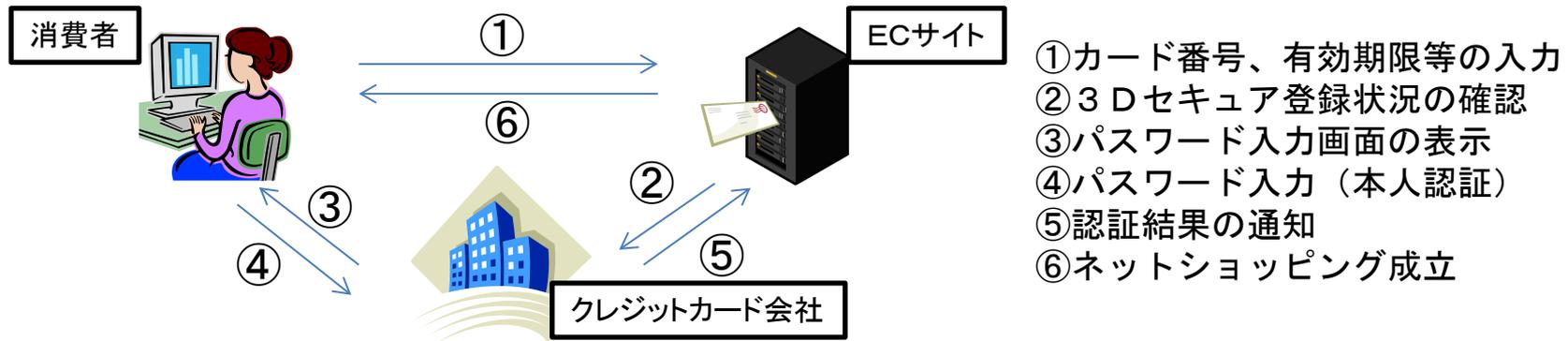
※POS端末を除く

出典：(一社)日本クレジット協会『日本の消費者信用統計』(平成22年版、平成26年版)

なりすましによる不正利用被害対策（3Dセキュア）について

<3Dセキュア>

- インターネット取引でクレジットカードを利用する際に、クレジットカード番号、有効期限に加え、利用者が事前に設定したパスワードを用いてクレジットカード事業者が認証。
- カード会員以外によるカードやカード情報の不正使用防止が期待できる。



「本人なりすましによる不正使用防止ガイドライン」

○インターネット取引におけるクレジットカード決済の拡大に伴い増加している「本人なりすまし」による不正使用被害を防止するため、（一社）日本クレジット協会が平成24年4月にガイドラインを策定。

○ガイドラインに定める不正使用防止策は以下のとおり。

- ✓ クレジットカード会社は、加盟店に対し、クレジットカード番号、有効期限の確認に加え、不正使用防止策の実施を求めること。なお、その不正使用防止策は3Dセキュアを推奨すること。
ただし、クレジットカード会社は不正使用発生EC加盟店に対しては、3Dセキュアの導入を求めるものとする。
- ✓ クレジットカード会社は、カード会員へ3Dセキュアのパスワード登録促進並びに不知対策を推進すること。

等

3. その他

3. 1. 支払可能見込額調査について

支払可能見込額調査について

- クレジット業者の安易な与信に起因する過剰与信問題、多重債務問題の深刻化など、クレジット取引におけるトラブルの拡大を受け、導入された。
- クレジット業者には、指定信用情報機関を利用した支払可能見込額調査が義務づけられ、消費者の支払能力を超えるクレジット契約の締結が禁止される。

クレジット業者は「支払可能見込額」を算定する。

支払可能見込額・・・クレジット債務を支払うために、利用者が現に生活している住宅まで奪われず、最低限度の生活を維持でき、債務を持続的に支払可能と見込まれる1年あたりの額

➤ 個別クレジット

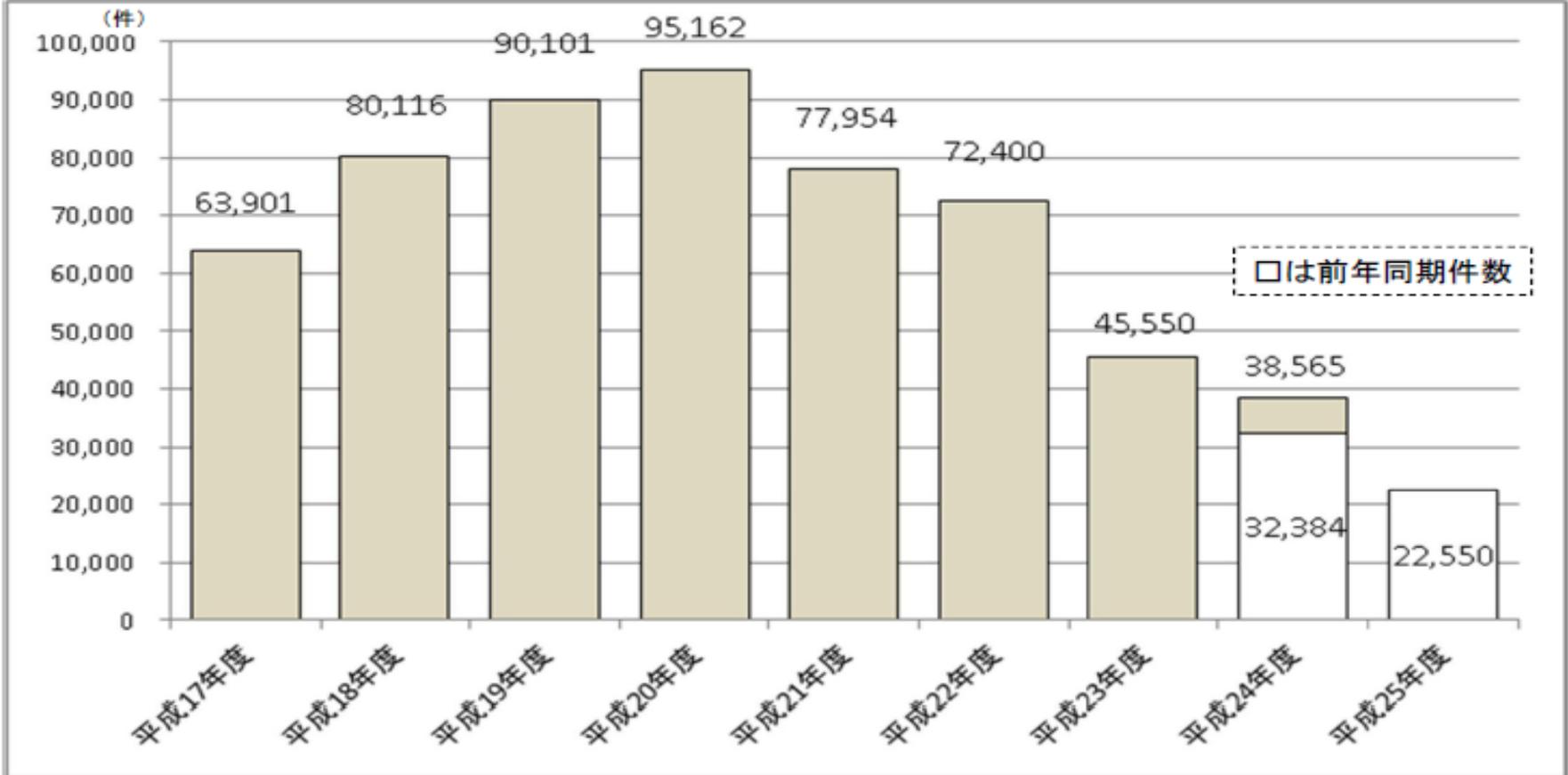
年間支払額 < 支払可能見込額

➤ 包括クレジット

利用限度額 < 支払可能見込額 × 90/100

多重債務に関する相談について

○多重債務に関する消費生活相談件数は、平成20年度をピークに毎年減少しており、平成24年度までに約60%減少している。



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センターから寄せられた「多重債務」に関する相談件数(平成26年1月17日登録分まで)。

3. 2. 規制改革要望について

教育ローン、リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの除外

- (a) 大学等との提携による教育ローン、および (b) リフォームローンを割賦販売法の規制対象外とする。

平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせん（注1）について登録制の導入等の規制強化が行われたほか、規制対象が拡大され、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となった。銀行の扱う提携教育ローン等も個別信用購入あっせんと同様の経済効果が得られるスキームであれば規制対象となった。その際、登録業者としての対応負担（注2）が増加すると見込まれたため、多くの地銀が提携ローンの取扱いを停止・縮小した。しかし、商品・サービスの販売業者からは銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられている。

全国地方銀行協会、都銀懇話会

(注1) いわゆる「個別クレジット」のこと。販売業者が行う商品販売等を条件とし、その代金を販売業者に交付したうえで、購入者から代金を受領する取引（代金立替契約）のこと。同様の経済効果が得られるスキームであれば、契約形態を問わず対象になる。銀行の提携ローンについては、販売業者が行う売買契約との間に、販売業者による利子補給や銀行による特別な金利優遇等の「密接な牽連関係」が存在する場合は、これに該当するとされている。

(注2) 個別信用購入あっせん業者としての態勢整備やシステム対応に加え、与信時の支払可能見込額調査や加盟店（販売業者）の契約時調査等が求められる。